

自立支援医療（更生医療）

◇制度の概要

身体に障がいのある方の身体機能の改善もしくは維持を図り生活能力の向上・獲得するために必要な医療を、指定医療機関で受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。

◇対象者

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方です。

※所得制限があるため、場合によっては制度の対象外となることもあります。

◇制度の対象となる障がい

- ・視覚障がいによるもの
- ・聴覚・平衡機能障がいによるもの
- ・音声機能・言語機能・そしゃく機能障がいによるもの
- ・肢体不自由の障がいによるもの
- ・心臓・腎臓・肝臓・小腸機能の障がいによるもの（日常生活に著しく制限を受けるものに限る）
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいによるもの（日常生活に著しく制限を受けるものに限る）

具体的な内容については指定医療機関へお問い合わせください。

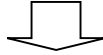
◇申請手続き

申請の際は以下が必要となります。

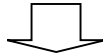
- ① 申請書（市障がい福祉課窓口にあります）
- ② 医師意見書（指定医療機関もしくは市障がい福祉課窓口にあります。医師が記載。）
- ③ 課税・所得調査同意書（市障がい福祉課窓口にあります）
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 保険証の写し
 - ・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方…同じ世帯で国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方全員分の写し。
 - ・社会保険に加入の方…障がい者本人と被保険者の分の写し
- ⑥ 特定疾病療養受療証（人工透析療法、免疫抑制療法を受けている方のみ）
- ⑦ 個人番号がわかるもの

《手続きの流れ》

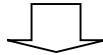
①医療・手術を受ける前に市障がい福祉課に対して必要な書類を提出します。



②県が申請内容を判定。判定の結果を受け、市が受給者証を本人の自宅へ送付します。



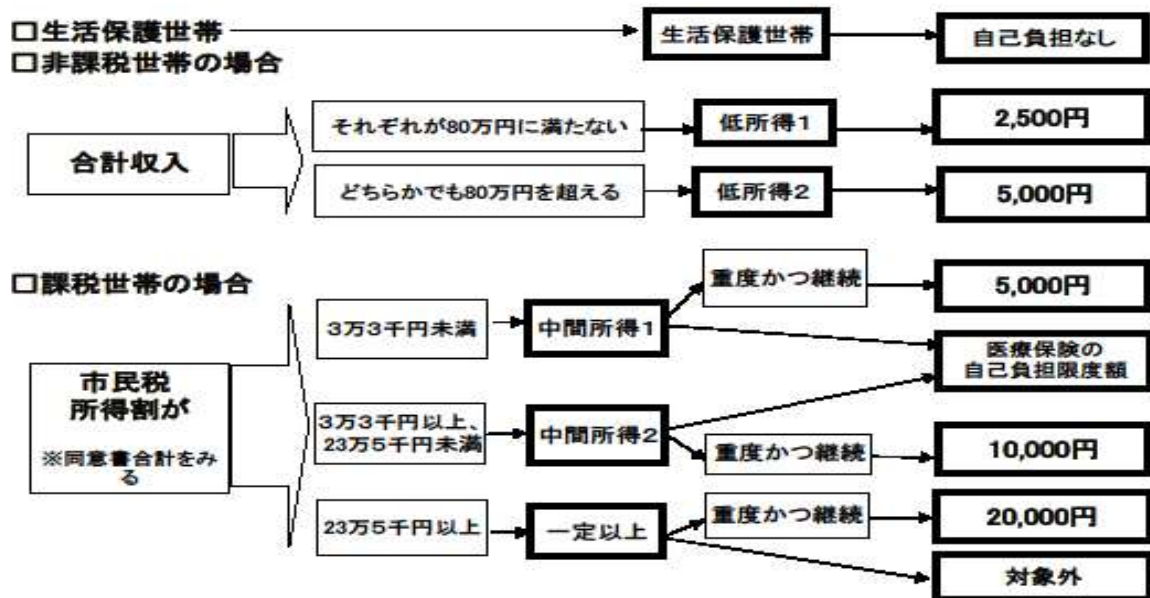
③本人が指定医療機関に受給者証を提出します。



④本人が所定の医療・手術を受け、医療費を支払います。

◇利用者の負担

原則として医療費の1割ですが、世帯の所得に応じて自己負担上限額が設定されます。



◇その他

次のような場合は、変更の申請をしてください。

- ①治療内容に変更があるとき (通院から入院等)
- ②指定医療機関・薬局の変更があるとき
- ③保険証の変更があるとき
- ④居住地の変更があるとき
- ⑤氏名の変更があるとき

有効期間以降も継続して治療が必要な場合は、有効期間の終了する3か月前から更新の申請ができます。